

私たちのまちづくり

No.120

〈令和4年（2022年）1月〉

発行：熊本市都市建設局都市政策部 植木中央土地区画整理事業所

〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238-1

電話 096-272-1113 FAX 096-272-1119

日頃より、植木中央土地区画整理事業についてご協力いただき、ありがとうございます。

植木中央土地区画整理事業について、土地区画整理法第103条第4項の規定に基づき、**「令和4年1月28日付けて“換地処分のお知らせ”を行いました」**ことをお知らせいたします。

換地処分の公告の翌日（1月29日）に、従前の土地の権利が換地処分後の土地（換地）に移行し、換地の権利及び清算金の額が確定し、地番が新しくなります。

また、地番の変更に伴い、**施行区域内の住所**等も変更となります。

換地処分の公告により、区画整理施行区域内における建築行為等については、土地区画整理法第76条の許可が不要となります。

〈今後の事業の流れ〉

時期	内容
令和4年1月28日	換地処分の公告 <u>（翌日（29日）から新住所が適用されます）</u>
令和4年1月31日～ （2～3ヶ月程度）	土地・建物の登記（表題部を市が変更します）
令和4年4月頃	清算金通知書の発送
令和4年6月頃～	清算金の徴収・交付

土地・建物について

- ※ 換地処分公告の翌日から約2、3ヶ月間の予定で、法務局にて換地処分に伴う登記の書き換え作業が行われます。書き換え作業中は、施行区域内の所有権移転、権利の設定等の一般の登記事務が停止されます。（個人間での売買等は可能ですが、法務局での登記の書き換え等が停止されます。）
ご不便おかけしますが、ご理解下さいますようお願いいたします。
- ※ なお、固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日が賦課期日であることから、換地処分の公告（令和4年1月28日）が、固定資産税・都市計画税に反映されるのは令和5年度（2023年度）からとなります。
（詳細については、熊本市固定資産税課Tel.096-328-2195）へお問い合わせください。）

清算金の徴収、交付について

- ※ 清算金の徴収・交付に必要な書類を令和4年4月頃に発送する予定です。書類が届きましたら、必要な手続きに応じて書類を提出していただくようお願いいたします。
清算金の徴収及び交付業務の開始は、令和4年6月頃を予定しています。

